

「薩摩藩宝暦治水」像の再検討

山下 幸太郎*

はじめに

本稿で扱う「薩摩藩宝暦治水」は宝暦年間に行われた薩摩藩による御手伝普請であり、木曾三川流域（木曾川・長良川・揖斐川）を中心とする治水工事のことである。元来、木曾三川流域は輪中という堤防に囲まれた地域を多く抱えており、この輪中は堤防を洪水から守るといった防禦の役割から時代の変化と共に自治組織へと発展していった地域特有の地理条件であると言えよう。この地域では雨期になると、水が溢れ出し堤防が決壊するという被害が相次ぎ、その都度幕府や地元、あるいは御手伝といった形で他の大名が普請を行い、修復するといったことを近世において繰り返してきた。「薩摩藩宝暦治水」は幕府から命じられた御手伝普請であり、およそ2年かけて工事に取り組んだ。この御手伝普請は公儀普請、国役普請、自普請と共に「治水四法」と呼ばれ、江戸幕府の政策として位置づけられていた。江戸時代になり政権基盤が確立すると、各地で起こる自然災害に対処するために、特定の地域や藩内だけでなく他藩の経済力や労働力を使うといった傾向が見られ、河川以外にも城郭や寺社などの普請の対象となった。その一例として本稿で扱う「薩摩藩宝暦治水」が含まれている。

この「薩摩藩宝暦治水」においては先行研究も多く、顕彰活動が長年に渡って行われており、地域のみならず近世史における重要な歴史事項の一つとして見ることができる。しかしながら、別稿¹において「薩摩藩宝暦治水」の顕彰活動は岐阜から始まったことに加え、顕彰活動が始まる以前は鹿児島においては殆ど知られていない可能性が高いことが明らかになった。これらが示唆するものとして、「薩摩藩宝暦治水」に含まれる言説が特定の時期に形成されたのではないかという問題点を提示できた。更に、現在まで伝わる「薩摩藩宝暦治水」は薩摩藩と幕府の力量関係を象徴しているといった側面が強く、また先行研究においても使用文献が固定化され一面的な研究しか行われていないといった傾向が見られる。以上を踏まえて、本稿では「薩摩藩宝暦治水」がどのような特質を持った普請事業であり、江戸時代中期の事象にも拘わ

キーワード：薩摩藩宝暦治水、顕彰活動、歴史観

* 本学国際文化研究科研究生

¹ 拙著「薩摩藩宝暦治水における顕彰活動」、国際文化学部論集、2011年

らず教育の分野や顕彰活動などにおいて長年に渡り受け継がれてきた背景には何があるのかという点に着目し、検討を加えていきたい。

本稿では、「薩摩藩宝暦治水」について濃州・勢州・尾州川々における御手伝普請と工事による犠牲者の2つに焦点を当てた上で論じていきたいと考えている。前者の中に「薩摩藩宝暦治水」が位置しているが、本稿においてはこの治水工事の持つ意義を探ることに重点を置きたいと考えている。後者は、「薩摩藩宝暦治水」において最も重要な争点であると考えている。現在は、総奉行平田鞠負を始め80数名が工事による犠牲者として祀られ、顕彰活動のシンボルにもなっている。しかしながら、別稿でも述べたように顕彰活動の中で「薩摩藩宝暦治水」が形成されていった可能性を指摘できたことから、工事における犠牲者の持つ意味は本稿においても重要な意味を持っているものと考えている。まず濃州・勢州・尾州川々における御手伝普請について論じることから始めていきたい。

1. 濃州・勢州・尾州川々における御手伝普請

本章では濃州・勢州・尾州川々における御手伝普請について検討を行っていく。「薩摩藩宝暦治水」は御手伝普請の一環として行われた治水工事であるが、本稿においては普請事業の一つとして見るために、主に宝暦治水工事と御手伝普請という二つの視点からアプローチをかけていくこととする。

①木曾三川流域について

近世は徳川幕府の確立と共に、政権維持のために様々な政策が取られることとなる。武家諸法度を始めとする法整備、外国との国交を限定的なものにする鎖国、各大名を国元と江戸を行き来させることで経済力の均衡を図る参勤交代など、近世特有の政策によって国内の安定を図ろうとしていた。そしてその中に普請事業も含まれる。先行研究などにより「治水四法」という概念が確立されてきた²が、本稿では木曾三川流域に焦点を絞って論じていきたい。

木曾三川流域、とくに本稿で関わりのある美濃国と伊勢国においては、近世になると藩主が入れ替わりながら支配するなど、薩摩の島津による支配とは異なる統治方法が見られる。普請の際には、日用金を支給の上、百姓も勤めるといった治水に関する地域特有の掟³なども見られ、木曾三川流域に位置する藩は治水も生活を営む上での重要な政策として支配を行ってきたことが伺える。一方で治水は美濃郡代やその配下の堤方役、また多良の高木三家などによって管理されており、郡代という形で幕府に属しながらも実質的には現場の判断に委ねていたことから、治水には現場の判断というものが優先されていたと言えよう。

² 大谷貞夫『近世日本治水史の研究』雄山閣、1986年

³ 大垣市『新修大垣市史 通史編1』大垣市、1968年、530頁

木曾三川流域に見られる輪中は近世になって急速に発達していった。それは水害の増加により独立性が高まった結果として輪中にも変化が見られたというだけではなく、新田開発に伴い発達していったという側面も併せ持っている。ここで享保年間における輪中の実態についてまとめると表1のようになる。また、輪中に関する図を文末に掲載⁴したので合わせて参照されたい。

表1. 濃勢州御料・私領村々輪中限高辻（享保年中）⁵

河渡輪中6679石（御料2176石、安藤対馬守領分4503石）
牛牧輪中1万235石（御料7740石、尾張殿領2329石、奥山・三淵領165石）
古橋輪中2104石（御料407石、戸田采女正領分1461石、西尾領234石）
墨俣輪中5400石（御料2342石、尾張領1651石、戸田采女正領分1406石）
福東輪中1万1247石（御料のみ）
大吉輪中2143石（御料1416石、戸田采女正領分727石）
森部輪中3700石（尾張領3416石、奥山・三淵領508石、別所領144石）
高須輪中3万1485石（御料1万949石、尾張殿領6472石、松平撰津守領分1万2729石、青木領992石、日根野領340石）
※高須輪中の内、本阿弥輪中3764石、日原輪中1346石
桑原輪中1万2004石（御料4708石、尾張殿領6211石、林・土岐領393石、平岡領312石）
大浦輪中4977石（御料2484石、尾張殿領1728石、中川領66石、津田領250石、別所石26石）
多芸輪中1万6050石（御料9842石、尾張殿領3682石、松平撰津守領330石、戸田采女正領分2095石）
※多芸輪中の内、根古地輪中1703石、有尾輪中2021石、下笠輪中2572石
太田輪中4108石（御料1516石松平撰津守領分798石戸田采女正領分1793石）
飯積輪中1961石
七郷輪中3215石（御料2967石、松平撰津守領分248石）※勢州
金廻輪中1564石※勢州
五明輪中859石※勢州
立田輪中3万8957石※尾州
馬飼輪中1746石※尾州

享保年中における輪中を列举してみると以上のようになるが、この中で注目すべきは輪中の中に支配者が混在していることであろう。特に本稿でも関わりのある高須輪中、桑原輪中、多

⁴ 西村利雄『濁流の人柱』濁流の人柱刊行会、1968年

⁵ 岐阜県『岐阜県史 史料編 近世5』岐阜県、1969年、〈濃州治水記鈔〉

芸輪中などは複数の支配者によって統治されていたことが見える。多くの輪中を抱えるこの地域では、支配層が厚いことによる問題も起きている。それには木曾三川の地形も寄与しているが、単に治水だけではなく利水も絡んでいると言えよう。例を挙げると、元禄12 (1699) 年以降、高須・本阿弥・福東輪中は相次ぐ洪水に見舞われたが、その原因が揖斐川下流の伊勢桑名領村々の新田開発にあるとして幕府に訴え出ている⁶。この際は、幕府による裁定を請い、最終的には桑名川取払工事を実施するというで決着している。また、宝暦治水においても大樽川洗堰築造について、桑原輪中は排水条件が悪化するという理由で反対していた⁷。つまり、この輪中は治水にのみ焦点が当たる傾向が強いが、常に利水も絡んだ問題が発生していたということは「薩摩藩宝暦治水」を見ていく上でも押さえておく必要があるだろう。

このような社会状況の中で、近世の治水政策が行われていくことになる。木曾三川流域における普請事業において特徴的なことは、国役普請や自普請、そして御手伝普請などが不定期にかつ高い頻度で行われていることが挙げられる。つまり、近世においては普請を行うものの木曾三川の水害を防ぐための技術や知識が未だ確立していなかったことを示すと同時に、工事を行うことによる問題、前述したような上流と下流、輪中同士の新田開発を巡る争いも発生していたことは治水政策を見ていく上で重要な点となろう。

普請の一つである国役普請においては、幕府による基準により工事の可否が定められていたがそれは工事費用を基準にしたものであった。享保5 (1720) 年に幕府が発した国役賦課法の中には2000両以下は国役普請にせず、2000両以上は国役普請とするが、2000~4000両は美濃にも負担させ、4000両以上は美濃・近江にも負担させるという達し⁸を行っていることから普請に関しては規模や費用を見積もった上で実行に移していたことが伺えよう。そして木曾三川流域においては国役普請が寛永2年から正保元年までの間に12回行われている。更にはこれらの工事に充てられた人足は少ない時で2万人、多い時は40万人超の人足が携わっていることから規模の大きさが伺える。また、木曾三川流域と一言で片付ける傾向があるが、木曾川・長良川・揖斐川 (明治以前は伊尾川) は200を超える支流を抱える広大な湿地帯だけに、工事の人的負担は大きくまた広域であり、普請には地元の百姓が人足として使われていることから普請場所によっては、一村あたりの普請にかかる負担に差が少なからずあったものと考えられる。

木曾三川流域では普請の回数が多いだけに水害も多いが、その根本的な原因としては、木曾川・長良川・揖斐川の三川が繋がっていたことにあると言える。揖斐川と長良川とは中須川・中村川・大樽川と通じ、木曾川と長良川は逆川で通じていた。このため三川のうちの川の川で氾濫が起きると忽ち他の二つの川にも増水の危険が加わるといったことが、近世前期に水害を

⁶ 岐阜県『岐阜県治水史 上』岐阜県、1953年

⁷ 安藤萬寿男「木曾三川低地部 (輪中地域) の人々の生活」, 地学雑誌, 1988年

⁸ 大蔵省『日本財政経済史料 巻4』財政経済学会, 1924年, 〈国役賦課法〉

多発させた原因であると考えられ、またこの解決を図るための手段として、三川分流工事が計画され御手伝普請という形で実施されていくことになる。

②御手伝普請

御手伝普請とは、大名に工事にかかる人足・資金の負担を命じることを主とした普請であり、城郭などでは近世の早い段階から行われていた。また、御手伝普請の中でも人足と資金両面を負担させるものから、資金のみの負担にさせるといった御金手伝普請へと変化を見せるが、これは木曾三川流域の治水事業においても同様のことが言える。木曾三川流域における御手伝普請の発端は木曾三川の分流計画であり、立案者は伊沢弥惣兵衛為永であると言われている。伊沢弥惣兵衛は享保20（1735）年から元文2（1737）年まで美濃郡代を勤めていたが、伊沢は主に治水事業に辣腕を振るった人物として知られていた。しかし、宝暦治水の際には既に亡くなっていた。

このようにして木曾三川流域における御手伝普請は行われることとなるが、本稿で取り扱う「薩摩藩宝暦治水」の位置づけを把握するために、宝暦治水工事の前後に行われた御手伝普請について述べていくこととする。

木曾三川流域における御手伝普請において見られる特徴として、先に挙げた三川分流計画によって始まるということに加え、「薩摩藩宝暦治水」のみが研究史的にもクローズアップされているという点にあると考えられる。これは相対的に他の御手伝普請の実態が十分に把握されていない可能性を示唆しているものと考えられる。まずは、宝暦治水の前後に行われた普請について見ていくこととする。

表2. 木曾三川流域における御手伝普請⁹

御手伝を命じられた年月日	褒賞を賜った年月日	藩名	石高	藩主の氏名
延享4（1747）年11月23日	寛延元年7月朔日	岩代二本松	6万石	丹羽若狭守高庸
宝暦3（1753）年12月25日	宝暦5年6月13日	薩摩鹿児島	77万石	島津薩摩守重年
明和3（1766）年2月6日	明和3年7月6日	長門萩	37万石	毛利大膳大夫重就
同	同年8月15日	若狭小浜	10万石	酒井修理大夫忠実
同	同年7月朔日	周防岩国	6万石	吉川監物経倫

表2は御手伝普請の中において明和以前に行われた御手伝普請を挙げたものである。まず着目すべき点は、木曾三川流域における最初の御手伝普請に携わったのは二本松藩による工事であったことであろう。つまり「薩摩藩宝暦治水」以前にも御手伝普請は行われていたということを示している。延享の御手伝普請は杭出を行うことで三川の流れを調整しようというものであった。この普請は幕府側から御勘定奉行神尾若狭守を始めおよそ30人の役人、普請の主体と

⁹ 注5と同じ、117頁

なった二本松藩からは、総奉行江口三郎左衛門を筆頭に10人が加わり惣人数700人余、美濃側からは笠松郡代の青木次郎九郎、多良の高木家などによって進められた。しかしながら、この普請は着工してから終えるまでの期間が短く、規模も大きくないということは延享の御手伝普請の特徴であると言えよう。一方で明和の御手伝普請について見ていくと、前年までの洪水により多芸郡や安八郡などの堤防が決壊したことに対する関係村々からの嘆願書を受けての工事であった。この普請に際し、萩藩・小浜藩・岩国藩からは増田喜次郎、山田甚左衛門、吉川内記など総勢およそ800人が加わったとされている。この延享と明和の御手伝普請の間に「薩摩藩宝暦治水」が位置していることになる。そして御手伝普請の形態が人足から御金のみの負担へと変化すると前述したが、今度はその御手伝普請について見ていくこととする。

表3. 木曾三川流域における御手伝普請¹⁰

御手伝いを命ぜられた日	時服	藩主	石高	負担金
天明3 (1783) 年7月12日	15	小笠原左京大夫忠総 (豊前)	160,000石	計59,000両
〃	10	内藤備後守政脩 (日向)	70,000石	
〃	10	仙石兵部少輔久行 (但馬)	30,000石	
〃	10	岡部美濃守長備 (和泉)	53,000石	
〃	10	有馬大之進春純 (越前)	50,000石	
寛政元 (1789) 年3月28日	15 計75	丹羽加賀守長貴 (岩代) 他5藩	100,000石 計430,000石	計71,000両
寛政8 (1796) 年6月19日	10 計40	松平左兵工佐直周 (播州) 他2藩	80,000石 計250,000石	計35,000両
寛政11 (1799) 年4月27日	30 計	藤堂和泉守高嶷 (勢州) 他8藩	320,000石 計1,340,000石	計208,000両
享和元 (1801) 年6月1日	39	松平安芸守齋賢 (芸州)	430,000石	66,000両
享和2 (1802) 年8月26日	10 計80	松平飛騨守利考 (加賀) 他5藩	70,000石 計480,000石	不明
文化2 (1805) 年6月22日	20 計105	松平大和守直恒 (武蔵) 他7藩	100,000石 計670,000石	計145,000両
文化13 (1816) 年4月29日	50 計110	松平豊後守齋興 (薩州) 他6藩	780,000石 計1,280,000石	計148,000両
文政3 (1820) 年5月25日	20 計36	松平大膳大夫齋熙 (長州) 他2藩	370,000石 計490,000石	計57,000両
天保7 (1836) 年2月24日	不明	小笠原大膳大夫忠固 (豊前) 他4藩	150,000石 計750,000石	計108,000両
文久元 (1861) 年7月20日	不明	松平修理大夫茂久 (薩州) 他6藩	770,000石 計1,530,000石	計160,000両

表3は御手伝普請に移行してからの普請の状況を示したものである。この表において注目すべきこととして石高と負担金の比率であろう。石高の総計は御手伝を命じられた藩のすべての石高を加算したものである。天明3年の普請を例として見ると、豊前藩を始めとして五藩に

¹⁰ 注5と同

命じられ、その藩の石高の総計はおよそ36万石であるということとなる。そしてこれらの藩によって5900両の負担金が支払われたとの計算になる。この換算で他の御手伝普請について見ると、負担の割合が一定に保たれていることが分かる。これは、国役普請の基準を石高に求めていたのと同じように、御手伝普請も各藩の経済力を図りながら普請を命じていた可能性を指摘できよう。実際、普請の伝達は予算が定まって後に各藩に命じており、「薩摩藩宝暦治水」においても同様に地元の村々からの普請請願書を受けて予算を組んだ後に薩摩藩に命じており、作爲的に薩摩藩に普請を命じたということは考えにくい。

③宝暦治水工事

「薩摩藩宝暦治水」は宝暦3（1753）年12月25日に幕府から命じられたことから始まる。そして、宝暦4年正月から本格的な準備に入ることになるが、まず注目すべきは現地に赴くために薩摩と江戸藩邸の二手から派遣していることだろう。鹿児島からは総奉行平田鞠負の他、用心堀堀右衛門を始め物奉行2人、目附7人、郡奉行6人、馬廻11人、新番16人、諸吏・歩行士及軽卒が派遣され、一方の江戸藩邸からは、用心諏訪兼方を始め近習役1人、留守居1人、目附1人、馬廻5人、新番11人、諸吏・歩行士が派遣されている¹¹。普請期間中は平田や堀、諏訪が薩摩藩の役人として働いていたことから、この人数を軸として普請に取り組んでいたことが伺える。

工事は当初の計画では宝暦4年正月から3月、9月から11月の予定で行うとされていた。そしてこの空白は単なる準備期間ではなく、夏場は雪解けによる増水の危険性から工事を回避するためという判断¹²であった。一方で普請箇所においては普請終了後の勘定帳から見ると、

表4. 治水工事における普請箇所¹³

一の手：濃州桑原輪中から尾州神明津輪中	→水行普請・定式普請
二の手：尾州梶島から勢州田代輪中	→水行普請・定式普請・急破普請
三の手：濃州墨俣輪中から濃州本阿弥輪中	→水行普請・定式普請・急破普請 圀樋普請
四の手：勢州金廻輪中から勢州海落口浜地藏	→水行普請・圀樋普請・急破普請

この表4からは四区間で普請を実施したことが伺える。そして宝暦4年2月27日から始めた工事は、同年5月22日に中断し、9月21日に再開した工事は宝暦5年3月28日を以て完了す

¹¹ 鹿児島県史料編纂所『鹿児島県史料 旧記録録追録 第5巻』鹿児島県、1975年、1331号

¹² 注10と同

¹³ 注4と同、〈御手伝普請御勘定帳〉

るに至った。そしてその後、幕府側の役人による検分を経て5月22日に全行程を終了した¹⁴こととなる。次に、この普請における負担を人と金銭の両面から検討を加えていきたい。

人的負担において焦点となるのは、普請に携わった薩摩藩士や幕府の役人の普請中の動向であろう。まず幕府の役人に関しては、

表5. 治水工事における幕府側の役人¹⁵

- 一の手・・・石野三次郎, 高木新兵衛
- 二の手・・・大久保荒之助, 青木次郎九郎
- 三の手・・・浅野左膳, 高木内膳
- 四の手・・・新見又四郎, 高木玄蕃
- 御普請見廻・・・吉田久左衛門

このような構成で普請に当たっていた。更に四ヶ所に御徒目附, 御小人附を配置していた。「薩摩藩宝暦治水」の犠牲者として挙げられている竹中伝六は一の手の御小人目附として働いていた。一方で御手伝方は先に江戸藩邸と薩摩から派遣された中から

表6. 治水工事における組織 (薩摩)¹⁶

- 総奉行：平田鞞負 副奉行伊集院十蔵 用心：堀堀右衛門・諏訪甚兵衛
- 近習役：伊地知新太夫 留守居：佐久間源太夫・山澤小左衛門
- 普請奉行：川上彦九郎 元メ役：石川正右衛門・山元藤兵衛
- 目付：愛甲源左衛門・村田五右衛門 場所奉行：大野鐵兵衛・黒田次郎兵衛

治水工事に当たって薩摩側は表6に示した編成で取り組んでいた。これは堀田相模守、一色周防守にもそれぞれに提出してあることから幕府側の役人及び薩摩側の役人は以上の編成で行われていたと言えよう。次に、その他に普請に携わった藩士及び人足について述べる。まず、普請に当たって幕府から提示された人数としては、前述の役人を除き「小奉行30人、歩行士100人、足軽200人」¹⁷であった。つまりこの時点では330人が工事に必要な人数であるということになる。一方、普請が始まって6月8日に留守居の山澤小左衛門は「小奉行32人、歩行士164人、足軽231人」¹⁸を普請場所に差出したとして青木次郎九郎、吉田久左衛門に報告していることから、427人を薩摩藩が負担したと言えよう。一方、工事期間中に平田鞞負は人数の不

¹⁴ 注10と同

¹⁵ 注10, 1388号

¹⁶ 注10, 1405号

¹⁷ 注10, 1368号

¹⁸ 注10, 1483号

足を補うために国元に派遣要請を行っているが、それによると「歩行士48人不足、足軽44人不足」¹⁹としている。更にこの人数の内訳によると、歩行士の48人は148人の内70人は本木屋にいるとした上で、30人は江戸から派遣される予定であり、その差引人数が48人であるし、また足軽に関しても84人の内40人が江戸から派遣される予定であり、その差引人数が44人になっている。つまり、江戸藩邸には歩行士30人、足軽40人の派遣を要請し、一方の国元には歩行士48人、足軽44人の派遣を要請していたことが分かる。

ここから見えることとしては、増員要請は江戸と薩摩の両方に対して行っていたということに加え、何が要因となって166人もの不足が生じることになったのかという疑問を提示できよう。

次に金銭的負担について述べていきたい。金銭については、まず御手伝普請という性質を理解しなければならない。つまり前期の御手伝普請は金銭と労働力の両面において御手伝という役割を持っていた。「御普請御場所へ罷出候其所之人夫は、公義御役人中より御手配被成、御手伝よりは賃金を相払申事御座候哉之事」²⁰とあることから、人足は幕府方役人から手配し、人足に払う賃金は薩摩方の負担とするという取決めがあったことが分かる。

一方で、工事にかかる負担についてはまず、材木と金の二つに分けられる。

表7. 治水工事にかかった費用（幕府側、薩摩側）²¹

一の手

材木1920本、金9940両

幕府側負担→材木1920本、金2030両

薩摩側負担→金7910両

二の手

材木80本、金1万1980両（内2470両は急破普請の分）

幕府側負担→材木80本、金2310両（内960両は急破普請の分）

薩摩側負担→金9660両（内1510両は急破普請の分）

三の手

材木1640本、金1万1470両（内材木1640本、金7680両は急破普請の分）

幕府側負担→材木1640本、1350両（内材木1640本、金820両は急破普請の分）

薩摩側負担→金1万120両（内6860両は急破普請の分）

四の手

金7040両（内3420両は急破普請の分）

¹⁹ 注10, 1494号

²⁰ 注10, 1365号

²¹ 注4と同、〈御手伝普請御用留〉

幕府側負担→金790両 (内280両は急破普請の分)

薩摩側負担→金6250両 (内3140両は急破普請の分)

五の手

材木990本, 金1万2870両

幕府側負担→材木990本, 金9850両

薩摩側負担→金4万3020両

これは普請にかかる御手伝割合を示したものである。表7に示された通り、当初は五の手までを計画していたことが分かる。そして各区間は実際の工事区間と同じことから、五の手は勢州七郷輪中より勢州南ノ郷を示しているものと考えられるが、実際には五の手は行われなかった。次に工事後の記録として勘定帳が残されているが、これは幕府側の負担つまり御入用分しか記録されていない。これによると一の手は材木1928本・金2398両、二の手は金877両、三の手は材木1040本・金2186両、四の手は材木41本、金4370両を御入用とし²²、その他は薩摩の負担とされている。ここで注目すべき点としては、工事前に具体的な数値を出していることに加え、実際は五の手まで実施しなかったことにより全体の支出が減っていることであろう。つまり、この計算からは、工事費用も何らかの基準により設計された可能性が高いことが伺える。まず、材木は全て幕府側の負担であった。そして御金については、木曾三川流域では国役普請の際には100石に付人足25人を基本に普請にかかる規模や数量を調整していた点²³や、宝暦治水においても普請に際し村ごとに賃銀を定めていた。宝暦治水の際には普請場所や普請内容により差が生じていたが、平均すると人足1人につき銀3匁²⁴で雇っていた。また、寛保2(1742)年に行った勘定奉行への達しにおいては、人足として百姓を使うことや、代官を経由して御手伝方に渡す²⁵といった動きが見られる。これらから見えることとしては、木曾三川流域のみならず近世の河川の普請においては以上のような基準を以て普請を計画し、実行に移っていた蓋然性が高いことを示している。更に、ある一定の基準によって普請計画が設計されたものであるとすれば、「薩摩藩宝暦治水」における負担についても、幕府の負担が計画よりも低かったことで薩摩藩の負担も3万両余より低く済んだ可能性を指摘できる。

本章では、宝暦治水を含む御手伝普請について論じてきた。木曾三川流域では地形上、出水を始めとする水害に数多く見舞われ、その都度普請に頼ってきたが、結果として近世通じて水害が止むことはなかった。また、木曾三川流域の御手伝普請においては「薩摩藩宝暦治水」をその事例として取り上げられる傾向が強いが、御手伝普請の一環として「薩摩藩宝暦治水」が

²² 注12と同

²³ 注5と同

²⁴ 注20と同

²⁵ 高柳真三、石井良助『御触書寛保集成』岩波書店、1934年、1419号

行われた、と見ても何ら異質性は感じられない。それは人的負担、金銭的負担の両面から検討したことで、「薩摩藩宝暦治水」が近世の木曾三川流域の普請における規則性に沿った普請事業であった可能性が高いことから指摘できる。では次に、「薩摩藩宝暦治水」において出した犠牲者について論じていきたい。これは、現在まで語られる宝暦治水の礎を築いたという意味も持つだけに本稿において重要な点であると考えている。

2. 「薩摩藩宝暦治水」における犠牲者

本章では、「薩摩藩宝暦治水」における犠牲者について論じていくこととする。まず、押さえておくべきことは、現在は80余名の藩士が普請により死亡したとして、顕彰活動の象徴となっていることであろう。では、この80余名がどのような根拠の下に犠牲者として扱われるようになったのか述べていきたい。始めに「薩摩藩宝暦治水」で犠牲者として扱われている藩士について整理していきたい。

表8. 「薩摩藩宝暦治水」における犠牲者²⁶

寺	死亡年月日	死因	姓名
曹洞宗海蔵寺	宝暦4年4月14日	割腹	永吉惣兵衛、音方 貞淵
	宝暦4年6月5日	割腹	江夏次左衛門
	宝暦4年7月8日	割腹	藤崎伊左衛門
	宝暦4年8月14日	割腹	野村八郎右衛門
	宝暦4年8月27日	割腹	濱島喜右衛門
	宝暦4年9月9日	割腹	本田甚兵衛
	宝暦4年9月16日	割腹	崎本才右衛門
	宝暦4年10月7日	割腹	四本平兵衛
	宝暦4年10月19日	割腹	川上島右衛門
	宝暦4年10月24日	割腹	家村源左衛門、長助
	宝暦4年11月21日	割腹	山元八兵衛
	宝暦4年11月28日	割腹	鬼塚喜兵衛
	安龍院	宝暦5年5月25日	割腹
宝暦4年8月23日		割腹	不明
宝暦4年6月17日		割腹	茂木源助
宝暦4年7月28日		割腹	井出上渡右衛門
宝暦4年7月26日		割腹	永田伴右衛門
宝暦4年8月5日		割腹	恒吉軍太郎
宝暦4年8月19日		割腹	前田兵右衛門
宝暦4年8月22日		割腹	園田新兵衛
臨濟宗長寿院	宝暦4年9月3日	割腹	上田金左衛門、永田嘉右衛門
	宝暦4年8月20日	割腹	徳田助右衛門
時宗常音寺	宝暦4年8月3日	割腹	松崎伸右衛門

²⁶ 西田喜兵衛『濃尾勢三大川宝暦治水誌 上』三重県、1907年、88～101頁

	宝曆4年12月8日	病死	森 権四郎 (薩瀨有馬勘左衛門家來)
	宝曆4年7月12日	病死	尾上与兵衛
	宝曆4年10月15日	病死	田中善兵衛 (薩瀨丸田金左衛門家來)
	宝曆4年8月8日	病死	六左衛門 (薩瀨淵邊良右衛門家來)
曹洞宗長禪寺	宝曆5年2月2日	病死	和田善助
曹洞宗圓成寺	宝曆4年9月19日	剖腹	稲富市兵衛
	宝曆4年9月20日	剖腹	吐田 軍七
	宝曆4年9月20日	剖腹	貴島助左衛門
	宝曆4年8月22日	剖腹	萩原 勘助
	宝曆4年9月23日	剖腹	藤井 彦八
	宝曆4年8月24日	剖腹	石塚 仁助
	宝曆4年9月10日	剖腹	鮫島甚五左衛門
	宝曆4年9月11日	剖腹	横止治左衛門
	宝曆4年10月10日	剖腹	(年仲間) 八内
	宝曆5年3月13日	剖腹	姓名不詳 (是ハ野村藤藏家來)
	宝曆4年6月26日	剖腹	関右衛門 (是ハ永田休左衛門家來)
	宝曆4年7月27日	剖腹	角助 (是ハ弟子丸小衛門家來)
	宝曆5年4月28日	剖腹	八郎兵衛 (是ハ若松園積下人)
臨濟宗心岩院	宝曆4年戊8月8日	剖腹	小山田住八良左衛門
浄土宗天照寺	宝曆4年6月27日	病死	(本田治左衛門仲間) 新右衛門 小樽川工事中大巻村鬼頭兵内宅ニテ病死 以下全て同じ
	宝曆4年7月13日	病死	(園田治兵衛下人) 六平
	宝曆4年7月21日	病死	(伊地智伝左衛門下人) 助次郎
	宝曆4年8月4日	病死	(川上弥三右衛門下人) 新右衛門
	宝曆4年8月15日	病死	(山口佐右衛門下人) 利左衛門
	宝曆4年8月18日	病死	八木七郎左衛門
	宝曆4年8月20日	病死	川合瀬兵衛, (坂本権右衛門下人) 権右衛門, (今村二角下人) 喜右衛門
	宝曆4年8月25日	病死	(平田鞠負殿下人) 長左衛門
	宝曆4年9月6日	病死	(田中孫八下人) 惣右衛門
	宝曆4年9月13日	病死	(伊集院十蔵殿足輕) 深見勘助
	宝曆4年9月15日	病死	(堀堀右衛門下人) 六左衛門 (田中幸右衛門下人) 長八
	宝曆4年10月17日	病死	(伊集院殿下人) 三四郎
	宝曆4年10月23日	病死	(肥後八右衛門下人) 太田喜左衛門
	宝曆4年11月9日	病死	(種子田六郎右衛門) 仁八
	宝曆4年11月21日	病死	大窪十左衛門
	宝曆5年正月13日	病死	(河野清左衛門下人) 助四郎
	宝曆5年2月9日	病死	(駿府小野久右衛門) 大橋七郎右衛門
	宝曆5年正月12日	病死	(寺師治兵衛下人) 与八
	宝曆5年2月13日	病死	(貴島源権右衛門下人) 覚右衛門
	宝曆5年3月4日	病死	山口清作
	宝曆5年4月23日	病死	松下新七
	宝曆5年4月28日	病死	(伊集院殿下人) 市右衛門
	宝曆5年5月8日	病死	(木藤直右衛門下人) 仁助
臨濟宗江翁寺	宝曆4年9月9日	剖腹	永山市左衛門

	宝暦4年11月3日	割腹	初木稲右衛門
	宝暦4年9月15日	割腹	永田左左衛門
	宝暦4年9月9日	割腹	郷田喜八
	宝暦4年9月23日	割腹	濱島紋右衛門
	宝暦4年9月1日	割腹	市右衛門
本願寺別院	宝暦5年正月13日	割腹	竹中伝六
臨濟宗靈松院	宝暦4年4月22日	割腹	内藤十左衛門
曹洞宗清光寺	宝暦4年甲戌8月9日		瀬戸岩助
	宝暦4年甲戌8月15日		平山牧右衛門
	宝暦4年甲戌8月21日		大山市右衛門

この表8は『濃尾勢川々宝暦治水誌』の記述を基に作成したものであり、ここに記されている84名は顕彰活動において中心的存在となって現在まで語り継がれている。同誌は西田喜兵衛が明治44（1911）年に著した、宝暦治水に関する初めての刊行物であり、西田の顕彰活動の過程や動向が記されているといった点で、貴重な書であると考えている。この書には、西田が事蹟調査の為に木曾三川流域の寺に依頼し、「薩摩藩宝暦治水」の薩摩藩士に関する情報収集を行っており、これらは寺から西田に届けられたものが記されている。この表から読み取れることとして一つ目に安龍院（海蔵寺の末寺）の報告には、宝暦4年6月から8月に7人が割腹してその後、宝暦5年5月25日に平田初負が割腹したとされていることである。二つ目に亡くなった藩士の出身が判然としない例が多数見られるという点である。天照寺や圓成寺の一部には平田の下人といった出所が判別できるような記述がなされているが、出所の記載がないにも拘らず、割腹でまとめられているケースが多いという点である。更に、普請中の宝暦4年11月27日は本願寺報恩講で人足が不足するため普請を取り止めている²⁷。この地域は浄土真宗が盛んであることを示しており、実際も7割近くの社寺が浄土系で占められている²⁸ことから、禅宗系が多い表の記述とは相矛盾している。これらから導き出される疑問としては、何を根拠に割腹と病死を分け、かつ「薩摩藩宝暦治水」の犠牲者という結論に至ったのかという点にあると思われる。では次に、その犠牲者の根拠とされている部分について触れていきたい。

まず、この犠牲者の根拠として考えられるものとして清光寺が返書とともに西田に差出した書が挙げられよう。

- 一、何レモ薩摩国俗名某トアル事
- 二、三人共ニ宝暦4年甲戌8月中ナル事
- 三、既ニ知レタル烈士ノ中21人マテハ同年同月ナル事即チ死亡ノ一番多キ月ナル事
- 四、竹々鼻ハ江吉良ノ隣村ニシテ同所ニハ竹中伝六ノ墳墓アル事
- 五、治水ニ関係ナクシテ薩摩藩士ガ江吉良村付近ニ来ル謂レナキ事仮リニ来ルトスルモ三

²⁷ 伊藤忠士『宝暦治水御用状留』高木家文書宝暦治水史料研究会、1996年、67頁

²⁸ 三重県生活部『三重県の幕制 三重県の社寺・教会』三重県、2007、168～169頁

- 人同月同日二死シテ同一場所ニ葬ルガ如キ事ハ治水ノ事ニ関係アリト言ヒ得ヘキ事
六. 今回石碑ヲ発見シタル敷地ハ地目墓地ニナリ居ル事
七. 金銭の価値ナキ石碑ヲ偽造スル謂ハレナシ果シテ真物トスレハ以上ノ理由ニ依リテ宝
曆治水ノ関係者ト見ルヲ穩当トスル事²⁹

これは、豊田幾次郎という岐阜県第二課に所属していた人物が、清光寺に関する遣り取りを取り仕切っており、上記の史料は清光寺の三人が「薩摩藩宝曆治水」の犠牲者である根拠として述べられている部分である。同時にこの書から次の3点が見えてくる。

- I. 3人共に宝曆4年8月に亡くなった事が薩摩藩士の根拠とされている
- II. 清光寺の情報提供は他の寺の状況を把握した後のことである
- III. 竹中伝六の墓を根拠として薩摩藩士の墓であると導き出している

これらから病死と割腹の判別は導き出せないだけでなく、「薩摩藩宝曆治水」の犠牲者として扱うには視点がずれているように思われる。加えて現在知られている薩摩藩士の中で多く亡くなった月と薩摩藩士の墓を関連づけている点には疑問を抱かざるを得ない。それは、高木家の記録「蒼海記」からも読み解くことができる。宝曆4年8月25日に、薩摩藩士である佐久間源太夫の記述によると8月25日の時点で小奉行・歩行士・足軽には数十人の病死者が出ているとの記述がなされているからである³⁰。また、同書には小奉行32人の内7人、歩行士164人の内60人、足軽230人の内90人が病気に罹っているとしている。つまり、8月の時点で多数の犠牲者が出ていたという実態だけではなく、平田鞞負は計166人の派遣要請を江戸と国元に対して行っていることと関連付けると、佐久間の記述と平田の増員要請との整合性がつくことで、病気に罹った人数を基に増員要請を行った可能性が高いと言える。そして実際は現在知られている80余名のおよそ倍以上に当たる薩摩藩士がこの工事により犠牲となっていた可能性のみならず、表8で記した諸寺が示した薩摩藩士の犠牲者とする根拠が極めて曖昧で治水工事と関係のない所で形作られたものに過ぎないことが指摘できる。また、佐久間の記述と前述した6月8日の山澤の記述により治水工事に派遣した藩士の数が一致していることは普請の動向を知る上でも注目に値する。

加えて、総奉行平田鞞負の死に関して若干の考察を行うと、平田の死を直接示唆する史料としては、「正輔去歳在疾未復、今又病積聚在疾褥而尚視事、五月二十四日歿血數、二十五日死矣、即夜輿遺骸至伏見而葬大黒寺」³¹として記録されているのみである。

²⁹ 西田喜兵衛「前掲書」、103頁

³⁰ 海津町史「海津町史 史料編 第1」岐阜県、1969年、〈蒼海記〉

³¹ 注10と同

つまり、普請当時の記録と明治33年に書いた一連の寺からの報告書には整合性という点において完全に不一致であると指摘できる。更には寺が薩摩藩士の死としている根拠は薄く「薩摩藩宝暦治水」における犠牲者という点において、判然としないまま現在まで伝わっていたとすれば、「薩摩藩宝暦治水」における史実の部分にも嫌疑をかけることができよう。

まとめ

本稿では、「薩摩藩宝暦治水」について御手伝普請と普請による犠牲者の2点に絞って論じてきた。これらから見出したこととしては次の2点が挙げられると考えている。

①「薩摩藩宝暦治水」

木曾三川流域は地形上、洪水になると水害にまで発展する頻度が高く、この状況は江戸時代を通じて解決されることはなかったと言える。また、「薩摩藩宝暦治水」は木曾三川分流計画に則った画期的な意味を帯びた普請事業ではあったが、その後の木曾三川流域を強固なものにするほどの結果は得られなかったことは、宝暦治水後も治水事業が続くことから指摘できる。一方で普請にかかる人的、金銭的な負担を他の普請と比してみると、近世の木曾三川流域の普請における規則性に沿った普請事業の一つである可能性が高いことが見えてきた。更には、金銭的負担においても予算より低くかつ、費用=人足賃としていることに加え、幕府は各藩に対し石高に応じた負担をさせていたことから、「薩摩藩宝暦治水」の負担が薩摩藩の財政を苦しめた外的要因となったとは考えにくいと言えよう。

②犠牲者

「薩摩藩宝暦治水」における犠牲者に目を当てて見ると、寺が示した墓の故人が「薩摩藩宝暦治水」の際の薩摩藩士であるという報告には史的根拠が薄く、普請当時の記録とも整合性が見つからないことから、原状として「薩摩藩宝暦治水」における犠牲者というものが、顕彰活動の起こりと共に調べられ、報告されていた可能性を指摘できよう。これを別稿で論じた、「薩摩藩宝暦治水」における顕彰活動が岐阜から始まり固定化されて鹿児島に伝わった可能性と重ね合わせると、顕彰活動を契機として「薩摩藩宝暦治水」の事象や故人について調べるようになり、且つ固定化されたまま鹿児島に伝わったとすれば、「薩摩藩宝暦治水」が言説としての「薩摩藩宝暦治水像」として伝えられた可能性が高いと言えよう。

以上の2つの点から、本稿においては「薩摩藩宝暦治水」が顕彰活動の中で変容と固定の二つの作用により言説としての「薩摩藩宝暦治水像」として形作られ、現在まで伝わった可能性について指摘できたと考えている。更に、「薩摩藩宝暦治水像」の固定化に拍車をかけたのは長年に渡り「薩摩藩宝暦治水」を藩財政逼迫の一因として捉えてきた鹿児島の歴史観にあると

考えられる。近世を通じ、島津家は徳川家からの厚い信頼を受けてきており、それは薩摩藩主の全てが將軍の偏諱を授かっていることから伺えよう。また、篤姫が御台所になったことに象徴されるように血縁関係においても他の外様大名とは別格の待遇を受けていた。鹿児島に伝わる歴史事象の一つが徳川との力量関係を示すものとして捉えられてきたとすれば、本稿での指摘からも幕藩関係の中において“被支配者”としての薩摩ではなく、むしろ“支配者”としての薩摩が鹿児島の歴史観に内在している蓋然性が高いことを示唆できたものと考えられる。この方程式は幕末や維新といった薩摩が主導的役割を果たしたとされる事象と連動して捉える必要性を提示しているように思われるが、この点については別稿に譲ることとしたい。

